

# 後援会活動Q & A

(平成29年1月)

日本税理士政治連盟

後援会対策委員会



# 目次

第1章 単位税政連との連携・・・・・・・・・・ 1

第2章 国会議員等への対応・・・・・・・・・・ 9

第3章 広報活動・・・・・・・・・・ 13

第4章 会員増加策・・・・・・・・・・ 17

第5章 休眠後援会・・・・・・・・・・ 19



# 【第1章 単位税政連との連携】



Q1 単位税政連と日本税理士政治連盟はどのような関係にありますか。

A 私たちが所属する税理士会は税理士法に基づく特別民間法人であり、政治活動が制限されています。これを補う意味で、そのために税理士政治連盟（以下「税政連」という）を設立しました。税政連は政治資金規正法に基づく団体です。法的組織としては別個の性格を有していますが、税理士会の要望を実現するための政治活動をするのが目的です。

現在、全国15の税理士会ごとに単位税政連が結成され、全国統一の連合体として日本税理士政治連盟（以下「日税政」という）が組織されています。全国15の単位税政連については、「税政連のしおり」を参照してください。

Q2 単位税政連とはどのような組織ですか。

A 各税理士会の地域事情により一概には言えませんが、単位税政連のもとに地区税政連（県税政連）、税政連支部並びに税理士会会員（税理士法人である会員を除く）をもって組織されています。

Q3 単位税政連と後援会との関係はどうあるべきですか。

A 税政連の目的は、税理士会の要望を政治活動を通じて実現することにあります。その目的を実現するために結成された組織が後援会です。このことから、後援会は税政連活動の中核としての組織体であり、最も重要な活動を担っています。

この活動は、我々税理士のよき理解者を「国政の場」に送るためのものであり、政党や個人の後援会の下請け的な関係や一部税理士の個人的色彩の強いものであってはなりません。

税理士会の要望の実現のためには、税理士会・税政連・後援会の強固な連携が必要となります。

Q4 税理士会・税政連・後援会の強固な連携を築くためには、どのような視点に立てばよいのですか。

A 連携の目的は、税理士会の要望をどのようにして税理士会員に伝え、会員に税理士のよき理解者を「国政の場」に送る活動に参加していただくかにあります。

そのためには、税政連と後援会の二者の関係だけではなく、税政連と税理士会との関係も視野に入れる必要があります。そうすることで、税理士会・税政連・後援会のあり方が見えてきます。

このことを前提に2つの視点から考えてみます。

#### I 人事及び人事交流の視点

##### 1 後援会と税政連の人事・人事交流

###### (1) 後援会会長または幹事長について

###### ① 税政連支部がある場合

税政連支部の役員が就任することが望ましい。

###### ② 税政連支部がない場合

県税政連または単位税政連の役員が就任することが望ましい。

(2) 後援会の役員について

税政連及び税理士会の目的や活動内容を良く理解し、できればその両者において指導的立場で活動した経験のある者あるいは現に活動している者が望ましい。

(3) 税政連の役員について

税理士会及び後援会の目的や活動内容を良く理解し、できればその両者において指導的立場で活動した経験のある者あるいは現に活動している者が望ましい。

2 税政連と税理士会の人事・人事交流

(1) 税政連支部がある場合

税政連支部長と税理士会支部長及び役員との人事交流は、税政連の目的を支部役員や支部会員へ効率的に周知することに繋がることとなります。

(2) 税政連支部がない場合

税理士会の支部長に準じる役員が税政連の役員を兼務することが望ましい。

(3) 県連がある場合

県税政連の会長または幹事長は、県税理士会の会長に準じた役員を兼務することが望ましい。

(4) 単位税政連の会長または幹事長について

単位税理士会の会長に準じた役員を兼務することが望ましい。

(5) 税理士会の役員について

税政連及び後援会の目的や活動を良く理解し、その活動を積極的に支援する者が望ましい。

## II 財政支援（助成金）

後援会会員の減少及び活動の低下等の状況下における後援会活動は、困難を伴うものと思われまます。

そこで、以下税政連の助成金についてまとめてみました。

### 1 日税政の助成金

(1) 後援会設立助成金

設立助成金として5万円を交付するとともに後援会旗を貸与する。

(2) 後援会総会開催助成金

被後援者本人及びその配偶者が定期総会に出席した場合、1万円を交付する。

## 2 単位税政連・地区税政連の助成金

両者においてはそれぞれ独自の助成金を定めている場合がありますので、当該税政連に直接お問い合わせください。

## 【第2章 国会議員等への対応】



Q5 定期的な総会や国政報告会を開催する際に、被後援者たる当該国会議員等（以下議員という）が自身のスケジュール等で時間がとれず、また我々会員税理士も一定の人員を確保する時間的余裕がない場合にはどのようにしたらよいでしょうか。

A 定期的な総会の開催については年間スケジュールの中で年度当初に確定日を示しておき、毎年同時期に必ず開催されてはいかがでしょうか。また、国政報告会といった形式に拘らず、例えば議員の事務所において数名の会員税理士が集合できれば、議員のスケジュールがとれない場合においても、議員のスタッフ（秘書や事務局員等）と随時会合を持ち、議員と税理士とが親密な関係を構築できれば成功ではないでしょうか。

Q6 定期的な勉強会を会員税理士の興味があるテーマを見つけ開催する際に、どのようにすれば会員税理士を動員できるでしょうか。

A 議員に対して当該テーマの主旨を説明し、勉強会においては国会におけるその事案に関して披露できる裏話の開示をお願いする、と同時に、会員税理士に対してその内容をメールや口コミで広く行き渡らせる方策をとり、参加を事前に呼びかけていけばよいと思います。

Q7 会員税理士のみでなく、その家族も参加できるようなイベントの企画を行いたいのですが、具体的にはどのようなものが考えられるでしょうか。

A 例えば国会見学ツアーを日帰り、一泊旅行の日程で組み、議員の国会内での事務所訪問や国会食堂での食事といった普段議員が国政活動に従事されている状況をつぶさに見学することで、議員との距離感が会員税理士のみならずその家族や職員にまで縮められると思いますし、また、事情が許せば各党の最高責任者の部屋等も見学できればと考えます。とにかく、被後援者たる議員との接触を増やし、親密な間柄をより強くすべきと思います。

## 【第3章 広報活動】



Q8 後援会が広報活動をする意義は何ですか。

A 活動の活性化を図るため、それぞれ後援会として、被後援者主催の会合・イベント等への参加、国政報告会・勉強会及び定期総会等の開催、被後援者との接触を増やすなど、後援会の拡充強化に積極的に取り組んでいると思いますが、その状況を後援会会員及び非会員に対し、適時適切に情報提供を行っているでしょうか。

広報活動は、後援会の存在感を高め、広く周知を図ることにより、非会員等の意識改革にも影響し、組織拡大に強く反映されるものと考えます。

そのためにも、広報活動は非常に重要な活動ですので、積極的な取り組みに期待するところです。

Q9 会員とのコミュニケーションはどのように取るべきですか。

A 研修会、懇談会、意見交換会等に参加して頂き、その場で積極的に意見（情報）交換を行うことがよいと思います。会員等に周知する方法には、会報等の発行（会報、後援会ニュース、国政報告会の送付）や、税理士会の支部月例会を活用して周知する方法、被後援者の活動広報誌の送付、地元TV局の活用等が考えられます。

Q10 後援会として活動状況を定期的に会員に情報提供を行いたいと考えていますが、財政的事情と人材不足等により実行できない状況にあります。具体的な方策を教えてください。

A 以下のように一工夫することにより、可能になることもあると思います。

- (1) 被後援者の活動を会員に周知するのに、広報誌等を被後援者から直接送付してもらう。
- (2) 後援会の活動状況を周知するのに、財政的負担のないインターネット、メール等を利用する。
- (3) 単位税政連の機関紙を利用することにより、非会員に対しても活動状況を周知することが可能であり、有効である。

## 【第4章 会員増加策】



Q11 会員の増加策は、どのように行うのが効果的ですか。

A 効果的な会員の増加策としては、以下のようなものがあると思います。

- (1) 後援会役員の若返りを図るとともに育成に努め、そのためにも役員の任期を定める。
- (2) 若い人の参加、若い会員への加入促進を図るとともに、会合への積極的な参加の啓発を行う。
- (3) 書面による後援会入会申込書を会員全員に渡して会員を確定することにより、会員自身に会員であることの自覚を促す。
- (4) 国政報告会をできる限り開催し、議員の先生の生の声を聴いてもらう機会を多くし、そこで加入勧奨する。
- (5) 議員と一諸に勉強会及び懇親会を開催し、一体感を出す。

## 【第5章 休眠後援会】



Q12 休眠後援会とはどのような状態をいうのですか。

A 日税政の規約および規則にその定義はありませんが、「後援会活動のてびき第2章日常活動2-1」に示す、①定期総会の開催、②被後援者への陳情、③国政報告会・研修会の開催等を、長期に亘りいずれも行わない後援会を指すものと考えます。

ただし、これらの形式的基準のみに基づいて判断することは拙速であり、単位税政連による具体的な情報の収集とそれに基づく適格な判断が必要です。

Q13 単位税政連による休眠後援会の防止策としてはどのようなものがありますか。

A 「後援会活動のてびき第5章解散5-1」においては、解散事由の一つとして、(7)後援会活動が長期間にわたり行われていないとき——と規定されており、該当する後援会は、その総会の議を経て解散する必要があります。

休止（または休止に近い）状態の後援会を放置しておくことは、税理士党である税政連の活動の中核がその地域で機能しないこととなるので、単位税政連において各後援会の実態を詳細に把握する必要があります。

具体的には、後援会の基本的な活動は、定期総会の開催・国政報告会の開催・陳情の三つがセットであることを各後援会に周知すべきです。

更に、定期総会議事録や収支報告書の写し等の提出を徹底すること等により、常に各後援会の実態を詳細に把握することに努めるべきです。

## あとがき

当委員会では後援会活動の更なる活性化に資するため、日常活動において生ずるであろう疑問点についての対応を委員会で検討し、より具体化させ今回皆様のお手元にお届けすることとなりました。

内容としては、組織拡大と日常活動を中心としております。常に携行していただくため、ハンディサイズとしました。章ごとの回答については、アンケートでお答えいただいた内容を基本として取り纏めました。

「税理士党」の中核としての後援会、その活動の強化のため積極的な冊子のご活用をお願いいたします。

後援会対策委員会委員長 南条 吉雄